

○国土交通省告示第三百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第116条第11項第6号、同令第116条の4第7項及び同条第18項の規定に基づき、平成11年国土交通省告示第五百十三号の1部を改正する告示を次のように定める。

平成11年三月三十一日

国土交通大臣 金澤 一 藏

「第26条第19項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替、同令第26条の3第6項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第17項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替」を「第26条第21項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第26条の4第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第18項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替」と改める。

㊦㊧「令第26条の3第17項」㊦「令第26条の4第18項」㊧「エネルギーの使用の合理化に資する」㊦「エネルギーの使用の合理化に相当程度資する」㊧「同条第6項」㊦「同条第7項」㊧㊨㊩㊪

㊦㊧㊨㊩㊪「エネルギーの使用の合理化に資する工事」㊦「エネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事」㊧㊨㊩㊪「（日本工業規格A9511-2006R（発砲プラスチック保温材）に定めるものをいう。）」㊦「（日本工業規格A9526-2006（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）」㊨㊩「（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）」㊦㊨㊩㊪

㊦㊦㊧㊨㊩㊪㊫

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

居住者が、その所有している家屋につき増改築等をして、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合以外の場合における令第26条第21項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替は、次の表の（い）項に掲げる地域の区分及び（ろ）項に掲げる改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の（い）項に掲げる「5－1省エネルギー対

策等級」をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ (は) 項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事とする。

㊦㊧㊨㊩「エネルギーの使用の合理化に資する工事」㊪「エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事」㊫㊬㊭「(居室の外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。))」㊮「(居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表1-1-1に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表2-1-1に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。以下同じ。))」㊯「(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。))に接する天井の断熱性を高める工事(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)2に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。))の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。))の住宅にあっては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。))となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫

流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）」¹「（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）」²「（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあつては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4 に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。

）」^イ「（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、窓の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。）が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表 1－1－2 に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 2－1－2 に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。以下同じ。））」^ロ「（日本工業規格 A 9511 - 2006 R（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。））」^ハ「（日本工業規格 A 9526 - 2006（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。））」^ニ「（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定するフロン類をいう。））」^ホ。

1を2とし、1として次のように定める。

1 居住者が、その所有している家屋につき租税特別措置法（以下「法」という。）第41条第6項に規定する増改築等（以下「増改築等」という。）をして、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合における令第26条第22項の規定により読み替えられた同条第21項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域の区分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地

域の区分をいう。以下同じ。)がⅥ地域の場合にあつては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事)とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材(日本工業規格A9511(発泡プラスチック保温材))に定めるものをいう。以下同じ。)を用いる場合にあつてはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(日本工業規格A9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム))に定めるものをいう。以下同じ。)を用いる場合にあつてはB種を、その他の場合にあつては発泡剤としてフロン類(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。以下同じ。)を用いた断熱材を用いない工事であること。

ア 窓の断熱性を高める工事(全ての居室の外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。)の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表1-1-1に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表2-1-1に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。以下同じ。)

イ 窓の日射遮蔽性を高める工事(居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、外気に接する窓の夏期日射侵入率(入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。)が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表1-1-2

に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表 2－1－2 に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)

ウ 天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）2 に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあつては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4－1 に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)

エ 壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表 4－1 に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。以下同じ。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表 4－2 に掲げる基準値以上となるもの）をいう。以下同じ。）

オ 床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあって

は熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4-1に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）

別表2-1-1-1 「熱線反射ガラス」や「遮熱低放射複層ガラス」及び「低放射ガラス、」や「又は熱線反射ガラス」及び「R3221-1995」や「R3221-2002」及び

別表4-1	「	木造、枠組壁工 法又は鉄骨造の 住宅	外張断熱工 法	」	や	「	木造、枠組壁工 法又は鉄骨造の 住宅	外張断熱工 法又は内張 断熱工法	」	及び	別表2-1-1-1

5. 鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。

別表 4 中 2 の次に次のように加える。

別表 4 を別表 4 - 1 とし、同表の次に次の一表を加える。

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
I	0.56以上	無し	1.91	2.12	

			有り	1.91	3.57	0.72
		0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
			有り	1.91	3.57	1.08
		0.15未満	無し	1.91	3.00	
			有り	1.91	3.57	1.43
Ⅱ	0.56以上	無し	0.63	1.08		
		有り	0.63	2.22	0.33	
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47		
		有り	0.85	2.22	0.50	
	0.15未満	無し	1.27	1.72		
		有り	1.27	2.22	0.72	
Ⅲ、Ⅳ 、Ⅴ及 びⅥ	0.56以上	無し	0.08	1.08		
		有り	0.08	2.22	0.33	
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47		
		有り	0.31	2.22	0.50	
	0.15未満	無し	0.63	1.72		

		有り	0.63	2.22	0.72
--	--	----	------	------	------

附 則

この告示は、平成1111年四月1日から施行する。